

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料等諸費用について

- ・株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は頂戴いたしません。
- ・外国証券をお預かりする場合の口座管理料は頂戴いたしません。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについても料金を頂戴いたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券総合取引の口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商 号 等	池田泉州T T証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号
本 店 所 在 地	〒531-0072 大阪市北区豊崎3丁目2番1号
加 入 協 会	日本証券業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	12億5,000万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2013年1月30日
連 絡 先	お取引のある本支店等にご連絡ください。

※上記は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面であり、当該法令に規定された事項のみが記載されています。約款に記載されている『預り証券の保管振替機構を通じた他社への預け替えに関する手数料』等は、法令の記載事項に該当しないため記載されておりませんので、ご注意ください。当該手数料等の詳細につきましては、お取引のある本支店等にご確認をお願いいたします。

以上